

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年11月19日(2020.11.19)

【公表番号】特表2019-520354(P2019-520354A)

【公表日】令和1年7月18日(2019.7.18)

【年通号数】公開・登録公報2019-028

【出願番号】特願2018-565748(P2018-565748)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/81 (2006.01)

A 6 1 Q 17/04 (2006.01)

C 0 8 F 265/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/81

A 6 1 Q 17/04

C 0 8 F 265/00

【誤訳訂正書】

【提出日】令和2年10月6日(2020.10.6)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 1 6

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 1 6】

本発明における使用に好適な空隙を有するラテックス粒子はまた、少なくとも1つのシェルポリマーを含む。少なくとも1つのシェルポリマー(複数可)は、非イオン性エチレン性不飽和モノマーおよびポリエチレン性不飽和モノマーから誘導された重合単位を含む。ある特定の実施形態では、少なくとも1つのシェルポリマーは、任意に、少なくとも1つのカルボン酸基を含むモノエチレン性不飽和モノマーおよび少なくとも1つの「非カルボン酸」酸基を含むモノエチレン性不飽和モノマーのうちの少なくとも1つから誘導された重合単位を含む。ある特定の実施形態では、空隙を有するラテックス粒子のシェル部分は、単一段階で、好ましくは2段階で、およびより好ましくは少なくとも3段階で重合される。本明細書で使用される場合、「最も外側のシェル」という用語は、空隙を有するラテックス粒子を調製するために使用される最終の異なる重合段階の組成物を指す。最も外側のシェルが多段階重合プロセスによって提供されるある特定の実施形態では、最も外側のシェルは、空隙を有するラテックス粒子の全シェル部分の少なくとも25重量%、好ましくは少なくとも35重量%、およびより好ましくは少なくとも45重量%を含む。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 2 0

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 2 0】

シェルポリマー(複数)についての少なくとも1つの「非カルボン酸」酸基を含有する好適なモノエチレン性不飽和モノマーとしては、例えば、アリルスルホン酸、アリルホスホン酸、アリルオキシベンゼンスルホン酸、2-アクリルアミド-2-メチルプロパンスルホン酸(このモノマーについてacronym「AMPS」はLubrizol Corporation(Wickliffe, Ohio, USA)の商標である)、2-ヒドロキシ-3-(2-プロペニルオキシ)プロパンスルホン酸、2-メチル-2-プロ

ペン - 1 - スルホン酸、2 - メタクリルアミド - 2 - メチル - 1 - プロパンスルホン酸、3 - メタクリルアミド - 2 - ヒドロキシ - 1 - プロパンスルホン酸、3 - スルホプロピルアクリレート、3 - スルホプロピルメタクリレート、イソプロペニルホスホン酸、ビニルホスホン酸、ホスホエチルメタクリレート、スチレンスルホン酸、ビニルスルホン酸、ならびにそのアルカリ金属およびアンモニウム塩が挙げられる。ある特定の好ましい実施形態では、少なくとも1つの「非カルボン酸」酸基を含有するモノエチレン性不飽和モノマーは、2 - アクリルアミド - 2 - メチルプロパンスルホン酸、スチレンスルホン酸、およびスチレンスルホン酸ナトリウムから選択される。ある特定の実施形態では、シェルポリマー（複数可）は、少なくとも1つの「非カルボン酸」酸基を含有するモノエチレン性不飽和モノマーの重合単位を、シェルポリマー（複数可）の総重量に基づいて、0.1 ~ 10重量%、好ましくは0.5 ~ 7.5重量%、およびより好ましくは1 ~ 5重量%の量で含む。